

▼令和6年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果(平均値)

令和7年3月31日

実施主体及び測定地点名													
測定項目	単位	宮城県			環境省	仙台市				最小値	最大値	環境基準	指針値
		塩釜局	名取自排局	古川Ⅱ局	国設箕岳局	中野局	榴岡局	五橋局	将監局				
トリクロロエチレン	μg/m ³	0.031	0.034	0.040	0.015	0.025	0.020	0.020	0.028	0.015	0.040	130	—
テトラクロロエチレン	μg/m ³	0.054	0.053	0.051	0.023	0.022	0.021	0.020	0.024	0.020	0.054	200	—
ベンゼン	μg/m ³	0.41	0.5	0.42	0.40	0.37	0.37	0.47	0.81	0.37	0.81	3	—
ジクロロメタン	μg/m ³	0.68	0.93	0.55	0.62	0.74	0.80	0.83	1.80	0.55	1.8	150	—
アクリロニトリル	μg/m ³	0.027	0.029	0.028	0.016	0.022	0.020	0.023	0.027	0.016	0.029	—	2
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	0.015	0.02	0.015	0.0063	(0.045)	0.027	0.025	0.012	0.0063	0.045	—	10
塩化メチル	μg/m ³	1.1	1.1	1.2	1.4	1.1	1.1	1.1	1.2	1.1	1.4	—	94
クロロホルム	μg/m ³	0.12	0.14	0.12	0.14	0.10	0.12	0.19	0.14	0.096	0.19	—	18
酸化エチレン	μg/m ³	0.038	0.044	0.040	0.032	0.047	0.045	0.052	-	0.032	0.052	—	—
1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	0.11	0.11	0.12	0.13	0.10	0.11	0.11	0.18	0.100	0.18	—	1.6
1,3-ブタジエン	μg/m ³	0.045	0.052	0.047	0.0080	0.021	0.019	0.029	0.029	0.0080	0.052	—	2.5
アセトアルデヒド	μg/m ³	1.6	1.8	1.0	0.88	1.4	1.1	1.3	-	0.9	1.8	—	120
ホルムアルデヒド	μg/m ³	3.2	4	2.6	1.2	1.5	1.5	1.8	-	1.2	4.0	—	—
トルエン	μg/m ³	0.89	1.4	0.90	0.40	1.2	1.1	1.7	1.9	0.40	1.9	—	—
ニッケル化合物	ng Ni/m ³	(0.66)	(0.95)	0.57	0.91	1.0	(0.400)	0.6	-	(0.40)	1.04	—	25
ヒ素及びその化合物	ng/m ³	0.83	0.88	0.85	0.90	0.58	0.48	0.51	-	0.48	0.90	—	6
ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	(0.0050)	(0.0060)	(0.0090)	0.0305	(0.014)	(0.010)	(0.010)	-	(0.014)	0.031	—	—
マンガン及びその化合物	ng/m ³	6.2	13	4.8	13.8	9	5.2	7	-	4.8	14	—	140
クロム及びその化合物	ng/m ³	1.3	2.0	0.64	1.1	3.1	0.60	1.2	-	0.60	3.1	—	—
六価クロム化合物	ng/m ³	-	-	-	0.096	0.067	0.049	0.11	-	0.049	0.11	—	—
クロム及び三価クロム化合物	ng/m ³	-	-	-	1.0	3.0	0.53	1.0	-	0.53	3.0	—	—
水銀及びその化合物	ng Hg/m ³	1.6	1.6	1.5	1.5	1.4	1.3	1.5	-	1.3	1.6	—	40
ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	0.023	0.026	0.027	0.05	0.043	0.028	0.032	-	0.023	0.046	—	—

※1: 平均値の算出に際して、測定結果が定量下限値未満の場合は、定量下限値の1/2として算出している。

※2: 検体数は、将監局のみ2検体(年2回のサンプリング)であり、それ以外の測定局は、すべて12検体(毎月サンプリング)である。

※3: () 内の数字は、得られた平均値が検出下限値より小さい値であるもの。最大値の算出からは除外している。

※4: 古川Ⅱ局(古川Ⅱ一般環境大気測定局)は隔年で測定しており、大河原合同庁舎と2年毎(奇数年度: 大河原合同庁舎 偶数年度: 古川Ⅱ局)に測定している。

※5: 「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」の一部改正について(令和5年11月9日環水大管発第2311092号、環水大モ発第2311092号)が令和6年4月1日から適用されたが、クロム及び三価クロム化合物並びに六価クロム化合物については、当面の間、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成9年2月12日環大規第27号、令和5年5月9日最終改正)によるクロム及びその化合物の全量(クロム換算値)の測定をもって代えることができる。